

独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校管理下（授業中、部活動、登下校等）において発生した災害について、保護者に対し災害給付金が支給される。

この場合、療養に要する費用は5, 0 0 0円以上のものに限る。

手続き

- 1 災害が発生し病院受診した場合は、直ちに担任、教科担当、部活動顧問、保健室へ申し出る。
- 2 保健室で書類を受け取り、必要事項を記入し、保護者、担任の印をもらう。
- 3 病院で証明を受ける用紙は、病院に提出し1ヶ月ごとに記入してもらう。

※災害発生日と診察開始日との間に開きがある場合は給付の対象とならないことがあるので注意する。

※災害の原因によっては、給付の対象とならない場合もある。